議案第47号

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年かすみがうら市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間」を「当分の間」に、「令和5年3月31日までに修了すること」を「放課後児童支援員として雇用された日の属する年度の翌々年度の末日までの間で市長が指定する日までに修了」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、 令和5年4月1日から適用する。